

第五十一回 参議院 法務委員会 會議録 第十一号

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

武寿君

補欠選任

山田 徹一君

出席者は左のとおり。

委員長

和泉 覚君

理事

木島 義夫君

松野 孝一君

稲葉 誠一君

山田 徹一君

委員

後藤 義隆君

鈴木 万平君

中野 文門君

中山 福藏君

柳岡 秋夫君

野坂 参三君

山高しげり君

衆議院議員

発議者

田中 武夫君

政府委員

法務政務次官

山本 利壽君

最高裁判所長官代理者

法務大臣官房司

塩野 宣慶君

事務局側

常任委員会専門員

増本 甲吉君

説明員

法務大臣官房司

法法制調査部司

山根 治君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○会社更生法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○裁判法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、辻武寿君が委員を辞任され、その補欠として山田徹一君が委員に選任されました。

○委員長(和泉覚君) ただいま報告いたしました委員の異動に伴いまして、理事が一名欠員となりましたので、この際、理事の補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、恒例により、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(和泉覚君) 御異議ないと認め、理事に山田徹一君を指名いたします。

○委員長(和泉覚君) 次に、衆議院から予備審査のため送付されました会社更生法の一部を改正する法律案を議題とし、発議者から提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員田中武夫君。

○衆議院議員(田中武夫君) 社会党提出会社更生法の一部を改正する法律案について、提案者を代

表して提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のごとく、会社更生法は、株式会社の特つ社会的、経済的価値の重要性にかんがみ、窮境にあるが再建の見込みのあるものについて、直ちにこれを破産、解体せしめることなく、その事業の維持更生をはかるうとするもので、昭和二十七年に制定された法律であります。会社更生法による更生手続開始申請件数並びに更生手続開始決定件数は、統計の整備されている昭和三十一年以降昨年十月まで、それぞれ七百一十一件、二百三十一件でありましたが、ここ二、三年來、著しい増加傾向を示し、特に一昨年は申し立て件数、開始決定件数ともに飛躍的に増加し、それぞれ百七十二件、四十七件、昨年は十月現在百十九件、五十一件にのぼっております。

言うまでもなく、会社更生法は、会社事業の維持更生をはかるため、株主、債権者等利害関係人の利害を公平、迅速に調整するものであります。が、更生手続の結果として、経済力の弱い中小企業、下請企業である債権者に深刻かつ多大の犠牲を押しつけておりますことは、現行会社更生法の制度上回避し得ないところであります。しかも、会社更生法は、その性格上、経済不況期に最も多く活用されるものであり、これら債権者のこうむる影響は、二重の意味においてきわめて重大であります。特に最近の経済情勢は、誤った高度経済成長政策の結果、ほとんど毎月企業倒産の記録が更新され、さきには東京労働機、日本特殊鋼、サウエーブ等、近くは山陽特殊鋼のごとく、相当規模の企業まで相次いで倒産する深刻な事態が生じており、そうでなくとも苦境に立たされてる中小企業、下請企業は、まさに危機に直面しております。こうした情勢の中で、会社更生法の不合理性はますます拡大されているのであります。

すなわち、これら中小企業、下請企業に対しては、たとえ株式会社であっても、現実問題として、更生手続費用の予納、管財人の選任、更生計画樹立の困難性等の理由から、会社更生法が適用されることはきわめてまれであり、会社更生法によって保護されるのは、相当規模の企業や大企業に限定されるのが実情であります。この結果、大企業は、会社更生法によって再建の途が確保され、時には会社更生法を濫用し、これに便乗することによって計画倒産さえ可能であり、そういう事例も多いのであります。このような場合、大口債権者である銀行、系列親企業等は、事前に相談を受け、被害を最少限に食いとめているにもかかわらず、無担保債権者である中小企業、特に下請企業は、その従属的關係から平素不利益をしいられ、その上、全く知らないうちに一片の通知もなく、更生手続開始申し立てが行なわれ、はなはだしい場合は申し立ての当日まで納品を余儀なくされ、しかも下請代金は更生債権として凍結されてしまふのであります。言うまでもなく、下請企業には、更生手続の終結まで下請代金の回収を待つ余裕があるはずはなく、金融機関からの約手買い戻し請求に応ずる力もないのであります。結局、何ら自己の責任によらずして自滅の道をたどる以外に方法がないのであります。

しかるに、会社更生法は、こうした点について、単に形式的公平を考へるにとどまり、経済の実態に即応した実質的公平については、何らの配慮もいたしていないのであります。つまり、会社更生法は、下請企業の犠牲において大企業を更生せしめる機能を果たしており、子の犠牲によって親を助ける法律となつていたのであります。このような会社更生法の欠陥に対しては、すでに法律制定直後である昭和二十八、九年の不況期にも強い改正意見がありました。最近ますます顕著に露呈されているその不合理性は、もはや看過することのできないものであります。

もとよりわれわれは、会社更生法を経済の実態に立脚した合理的な姿で機能せしめるためには、会社更生法のあり方全般にわたり根本的検討が必要であると考えらるべきであります。しかし、当面最も緊急の課題である下請企業について保護措置を講じ、あわせて労働者の利益保護等をはかることがまず必要であると考え、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容を御説明申し上げます。

その第一点は、更生手続開始申立てに下請事業者の意見を添付せしめるとともに、裁判所に対し、下請事業者の意見の陳述を求めるとを義務づけることとあります。すなわち、会社更生法の適用は、下請事業者の存立にかかわる重大な問題でありますので、親企業の一存で決定させることなく、下請事業者の意見を十分反映せしめようとするものであります。

第二点は、裁判所は、更生手続開始申立てが会社使用人の不当な人員整理を目的とするものであるときは、これを棄却しなければならぬこととあります。会社更生法の適用は、ともすれば従業員の人員整理のための方法として利用される危険があるので、現行法をさらに明確にし、これを防止しようとするものであります。

第三点は、裁判所は、保全処分にあたり、会社使用人の給料、その預金及び下請事業者に対する下請代金の支払いを禁止してはならないこととあり、第四点は、更生手続開始申立ての日前六カ月間及び当該申立ての日から更生手続開始までの間に、会社が下請事業者から受領した給付にかゝる下請代金及び会社使用人の給料は、いずれも共益債権とするに、会社使用人の退職金は、更生手続開始前に退職したときは退職当時の給料の六倍に相当する額まで、また、更生手続開始後に退職したときも、共益債権となる退職手当の額が退職当時の給料の六倍に満たない場合は、更生手続開始前の在職期間にかかる退職手当の額をそれぞれ共益債権とすることとあります。これらの点は、本改正案の中心をなすものであり、保

全処分に制約を課することによって、下請事業者の連鎖倒産を防止するとともに、下請代金、労働者の賃金、退職金について、共益債権とされる範囲を現行法より一段と拡大し、下請事業者、労働者の利益を保護しようとするものであります。

第五点は、過剰更生罪の新設であります。御承知のとおり、破産法には、過剰破産罪の規定がありますが、会社更生法には、このように規定は設けられておりません。しかし、明らかに経営者の過剰により企業を危機におとし入れ、関連下請事業者や労働者に多大の犠牲と損失を与えた場合、これを放任することは社会正義に反すると思うのであります。かような見地から、当該経営者の社会的責任を追及するとともに、会社更生法悪用による経営責任の回避を防止し、あわせて一般経営者の倫理感と責任感を自覚せしめる意味において、過剰更生罪を設けたのであります。

以上、簡単に提案理由及び改正の要旨を御説明申し上げましたが、親会社の会社更生法適用の陰に泣く多くの中小下請事業者を救うために、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

○委員長(和泉覺吾) 本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○委員長(和泉覺吾) 次に、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案並びに訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 家裁の調査官のことをこの前質問しましたが、続けてやりますが、調査官が立ち会ふのは義務制になっているんですか。その点はどういうふうになるのですか。家事と少年の場合と違うわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 調査官は、家庭裁判所では、すべての事件に関与させるように運用上取り計らっております。

○稲葉誠一君 いや、家事の場合と少年の場合と

違っているのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 法律上は、家事事件につきましては必ずしも全部関与させなければならぬことではございませんので、家事審判規則の第七条の二によりまして、「家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。」ということになっておるわけでございますが、しかしながら、実際上は原則として調査官に調査をさせておるというのが実情でございます。

○稲葉誠一君 いや、少年審判の場合です。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 少年審判の場合には、必ず調査官を関与させておるわけでございます。

○稲葉誠一君 もう少し法律的に説明してください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 少年の場合には、少年審判規則の第二十八条の第二項で、「家庭裁判所調査官は、裁判官の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない。」ということになっておるわけでございます。

○稲葉誠一君 実際に少年の事件の場合にはほとんど出席しているわけですが、試験観察が終わったときなどで出張尋問をする場合があるわけですね。そういうふうな場合に、出張旅費がいかにらというので調査官が立ち会わない例が相当あるらしいんですね。これは総務局のほうではあるいは十分おわかりにならないかと思いますが、家庭局のほうではわかるかと思いますが……で、事実上まあ義務制になっておるというのに、旅費がないからというので立ち会わないでやっていると、そういう例が相当あるらしいですね。これはどの程度わかりますか。具体的にどこかいいんではないんですけれどもね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私どものほうの正面の考え方からいいますれば、旅費がないために立ち会わないということは、いわば理由にならないことではございまして、これは裁判費に属するものでございまして、裁判費は当然必

要があれば措置を講じて、そして出席させなければならぬということになるわけでございます。

ただ、しかしながら、裁量によって出席させないということも法律上は可能でございますので、そういう判断が下されますれば出ないわけでございますが、それが実際には出張旅費の関係からいっておるといふこともあろうかと思いますが、その具体的な数字等、私いま手持ちいたしておりますけれども、まあ正面の議論からいいますれば、旅費がないために行けないということは申せない筋合いであろうと考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そういうようなことが相当あるらしいんですけれども、それじゃ具体的にどういふふうなところにあるかということを別に聞くわけじゃありません、そこまで調べるということも非常に労力です、それは重要なことではあります。非常に旅費なんか少ないということでも十分調査活動ができないという良心的な不満が相当あるように聞くわけです。たとえば、自分の受け持つ少年の調査のためにいろいろ電話をかけたなりなんかするということ、電話もかけられない。市内の電話なら、まあ度數制で、いま七円くらいですか、あれだとしても、市外電話をかけるにも十分にかかせない。市外電話をかけるには一々許可を要するわけですが、次席の許可を得て、それから会計の許可を要するそうですね、市外電話かけるのに。そうすると、お金がないからあまり電話をかけないと言つて——調査をしようにたつて実際に行きませんから、市外電話で済ませようと思つても、その市外電話までかけられないというところで、良心的にこれじゃとてもできないという声が非常にあるわけですね。私もそれにそれはよく来るんです、多少それはオーバーかもしれないけれども、それで、現実にはそういうふうなことがあちこちで行なわれているわけですか。だから、調査官なり調査官補のそういう現場のいろいろな声というものを、どういふふうにして最高裁で吸い上げているんですかね。だから、会同なんかのときは上の人ばかり来るわけでしょう、上の

人と言ふと変ですけれども。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 最高裁判所で申します。いわゆる中央会と申しますが、これは首席調査官が参るわけでございまして、それ以外にブロック等の会もございまして、また、研修所等で研究会的に集まる場合もございまして、そういう機会には、いろいろ調査官諸君の意見を聞く機会もあるわけでございまして、また、家庭局のほうで随時各家庭裁判所に出向きまして、これはいろいろ会同等の機会に出向きまして、そういう機会に家庭局の係官が直接調査官からいろいろ話を聞くというふうなことも実際には行なわれておるわけでございまして、ただ、それによりまして、いま稲葉委員の御指摘になりましたような調査官のほんとうの声がどの程度上のほうまで伝わってまいっているかというところは、私どももお一そう今後努力したいと考えておりますが、実際はそういう実情でございまして。

○稲葉誠一君 補導委託する場合がありますね。全国で補導委託所というのはどのくらいあるわけですか。——これはこまかいことはいいですよ。大ざっぱでいいですよ。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) まことに恐縮でございますが、ちよつといま手持ちしておらないように思いますが、あとで調べましてその点は御報告申し上げます。

○稲葉誠一君 補導委託はどういう選択基準でやっていますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) その辺の關係は家庭局の所管でございまして、私もできる限り家庭局と打ち合わせて資料をそろえて参つたつもりでございまして、ちよつとその辺について十分まだ手が回っておりませんので、早急に連絡いたしまして、家庭局のほうから御報告申し上げるようにしたいと思います。

○稲葉誠一君 資料ばかり要求しても、それが実際に活用されないようなものをばく個人の興味で資料ばかり要求しても、これはよけいな手数ばかりかかりますから、その点はチェックいたします

が、補導委託は全国で幾つくらいあつて、どういう種類のものがあるのかというのがある程度知りたいわけですね。それはなぜかといふと、補導委託になってから後に家庭局が一体どれだけの関与しておるか、これがまたはっきりしないわけですね。補導委託した、これはお寺もあるし、それから教会もあるし、それから技術的な訓練所もあるし、いろいろあると思うんですが、補導委託したらしつぱなしで、家庭局のほうから全然行つてみたこともないというのがあるんです。旅費がないから行けないんだというふうな話もありますけれども、そういうふうなことで、しかも、最終的に補導委託が終わつて結局処分するわけでしょ。結局処分するときに、また旅費がないからというところで調査官が関与しないやうなものが相当あると聞くわけですね。これはまあ総務局が法案の提出についての責任もわかりませんが、けれども、これは家庭局長が来られなければ、だれか家庭局の關係の人が説明員でいいから来ていていただいたほうがいいのじゃないかと思うんですが。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) お話の点、まことにございまして、実は本日家庭局長も参る予定でございましたが、ちよつとやむを得ない所でおくれておりますが、いま連絡をとっておりますので、もうしばらくすれば出席いたしますことになると思ひます。で、その補導委託關係の御質問は、恐縮でございまして、家庭局長が出席いたしました上でやっていたきますればまことに幸いと存じます。

○稲葉誠一君 調査官の昇格要求というので、役付以外の調査官の四等級昇格ということを非常に熱望しておるんですか。これはどういふ關係になるのですか。何か等級別定数のワケが限定されておるので、四等級になかなかなれないんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 家庭裁判所調査官につきましては、いま稲葉委員のお話のとおり、等級別定数があるわけでございまして。そうして、その等級別定数は、首席家庭裁判所調査官につきましては一等級及び二等級、それから次席の家庭裁判所調査官につきましてはすべて二等級、それから主任家庭裁判所調査官につきましては二等級、三等級及び四等級、それから普通の主任以外の家庭裁判所調査官につきましては四等級及び五等級というふうなことになるわけでございまして。そうして、そのそれぞれの等級別の内訳というものが予算上厳格に定められておりますので、一定の年数がたちまして、その等級別定数に余裕がございまして、四等級になれないという場合も出てまいります。そこでは、私どもとしては、常に大蔵省のほうと折衝いたしまして、この等級別定数を獲得する、少しでも高い等級別定数を多く獲得するというところに努力を続けておるわけでございまして、これが十分にまいりませんために、いま稲葉委員の御指摘のような状況が出てまいる場合もある、かようなことになっておるわけでございまして。

○稲葉誠一君 調査官になるためには研修所を必ず経なければならぬ、これは法規的なあれになっておるのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、法規上、調査官研修所を必ず出なければならぬというところではございまして、別に先般もちよつと申し上げました昇任試験という制度もあるわけでございまして。

○稲葉誠一君 昭和二十八年の上級職の甲以来の人の場合には、特別昇任ということはないわけでしょう。それはあるのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ちよつと御質問の趣旨が十分あれでございましたが、本日この前の御要求に基づきまして提出いたしました資料の中に「家庭裁判所調査官(初)の採用試験区分別人員等」というものがございまして。縦に長い一枚限りの表でございまして、その一番下の欄の「家庭裁判所調査官の任用区分別人員」というところの中に、「研修所卒三百九十六」、「昇任試験等七百十三」と、こういうことになっておりますが、この「昇任試験等」の中には、純粋の昇

任試験でなりました者と、それからずっと古くから少年保護司等をやっております、そういう者で切りかえになつてまいつたような者も若干含んでおるわけでございまして。大部分は昇任試験によつて採用になった者でございまして、先般来稲葉委員のお話の中に、これは昔はやつておったけれども、現在では全然やつておらないのではないかと御指摘でございまして、この間家庭局長も申し上げましたように、これは、現在では、毎年定期的に必ずというわけではございせんけれども、二、三年おきぐらにはやつておるわけでございまして、最近では三十八年にも実施いたしましたし、また、四十一年度にも実施する予定をしておるわけでございまして。そういうもので少しづつ入つてまいります者がそういう数になつておると、かようなわけでございまして。

○稲葉誠一君 私の聞いておりますのは、二十八年に上級職の甲ということになって、その試験に受かった人がいますね。その試験に受かった人は、調査官補から調査官になるためには、研修所に入つて一年間卒業してからでないと調査官にならない。だから、その以前の人なり別な形で入つてくる人が昇任試験によつて内部的に上がつていくんだと、こういう行き方と二つに分かれるのか、道が。——意味がわかりませんが、そういう意味なのかということをお聞きしておりますが。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) お話の点も人事局の所管でございまして、あるいは私の聞き違いがあるかもしれませんが、そういう調査官補に採用になったときの任用なり入り方の区別によつて研修所を卒業しなければならぬかどうかという差があるように私は私どもとしては聞いておらないわけでございまして。

○稲葉誠一君 上級職の甲の試験に受かつた形が入つてきた人が内部の昇任試験によつてそれが上がつていくという形は、何か公務員制度の本質にはずれるのではないかと印象を与えるのですけれども、それは私もよくわかりませんが、研修所を出て調査官になるという人は、比較的新しい

年代の人なんでしょう。新しい年代と言つと語弊がありますけれども、昇任試験で入つてくるといふ人は、昭和二十八年以前からいる人が多いといふことになるのではないのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま御指摘の点は、そういうことはございませんで、二十八年以前の者というのは、これはお手元の表の一番上をごらんいただければおわかりいただけるかと思ひますが、二十七年までの試験で入つてきた者と二十八年以降の試験で入つてきた者とを区別して現在員を出すようにこの前の御指示でございましたので、それに基づきましてつくりました表でございますが、その表にございますとおり、二十七年までの試験で入つてきた人はもうすべて調査官になっておりまして、現在では調査官補はいないわけでございます。そういう点から申しまして、いまの御指摘のような点はないといふことにならうかと思ひます。

○稲葉誠一君 私の勘違いかもしれませんが、あとで何かの機会によく確かめたいと思ふんですが、私の言うのは、二十八年以降の試験で入つてきた人が、研修所に入つてそこから調査官になるというルートと、そこに入らなくて、別な内部の昇任試験というか、そういうルートで調査官になるという二つのルートがあると、こういうふう聞いておるわけですね。そうすると、なぜこの二つのルートというものを区別しなければならぬのかと、こちら辺のところはつきりしないわけなんです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御指摘の点、まことにございませんでございませんで、これは、私も私としては、研修所を卒業して調査官にしますのが原則でございます。本来ならば、全部それによつてまかなつてまいりたいといふたてまえでございます。ただ、いろいろな理由がございまして、一つには、研修所の養成規模と申しますか、そういう問題もございませんで、同時に、これは調査官には多数の女性がおいでになりまして、御主人をお持ちの方もおるわけ

でございます。研修所は、御承知のとおり、東京に一カ所で、一年間の集合教育でございますので、そういう方は必ずしも成績がよい方であつても研修所に入ることを希望されない。しかし、調査官補としては優秀な方で、調査官になつていただいてもいいというような方も間々あるわけでございます。それ以外に、調査官研修所に、いろいろな意味で、つまり、実務はよくおできになるけれども、学科試験等があるとなかなかはいらないというような方もありますし、それからそのほかの理由で研修所の試験をお受けにならない方もあつたりいたしまして、そういう場合でもやはり救済策も考えなきゃいけないというようなところから、昇任試験というふうなものを実施いたしておるわけでございます。これは当初は全く競争試験的な形式でやつておつたわけでございますが、最近ではむしろ研修的な要素も加味しまして、一つの特別研修と申しますか、そういうような方法をとつて、その上でまた試験をする。こういうことでございまして、さっきの婦人の方なんかはそれを受験をされる便宜も比較的得やすいというふうな面もありまして、そういうところでこういういわばき道道なことをおとすることになるわけでございます。ただ、現在の数から申しますと、このき道のほうがかなり大きくなつておりますが、これは私も私としてはいまだ過渡的な現象と考へておるわけでございます。将来はできる限り研修所を充実してまいりたいと、かように考へておるわけでございます。

○稲葉誠一君 なぜそういうようなことを聞かといひますと、研修所にはいつて出てくるのがレギュラーなコースで、そこには情実関係というふうなものはないように考えられますけれども、内部の昇任試験という形になつてくると、相当これは情実的なものも加味されてくるのではないかと。情実といふことは悪いのですけれども、そういうような懸念があるものですからちよつとお聞きしたわけですが、これはいづれにいたしましてそれはそれでいいです。いいというか、問題点は

残るかと思ひます。

この表によりますと、二十八年度の試験以降の合格人員は七百五十六人おる。そうすると、一表に戻ると、二十八年以降の試験で、家裁の調査官が四百十九、調査官補が二百一十一となると、六百三十三人というわけですね。そうすると、二百二十六人というのはどうしちやつたわけですか。――そういうふうな問題の出方ではないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは減耗であらうと思ひますが、さらに詳細には調査いたしますが、つまり、合格後他にかわつたというふうな方であらうと思ひます。

○稲葉誠一君 そういう場合があると思ひますが、それにしても多いのじゃないですか。七百五十六合格して、それが何人採用になつたのか、あるいは自分の意思で採用を辞退しちやつたのか、採用になつてからやめたのか、七百五十六から六百三十を引くと二百二十六ですが、二百二十六が何らかの形で減少しているわけですね。どういふ理由なのか私が聞いた範囲では、家裁の調査官は、この表でも見るように、ほとんど大学卒業ですね。大学の教育学、心理学、社会学というのを卒業して、非常な希望を持って入つてくるわけでしょう。入つてきたら、もう全くということに幻滅を感じちやつて自分の仕事にいろいろ迷ひを生じてきたりなんかすることもあつてしょうし、ほかの事情もあるかもしれないが、やめてしまふ。こういうことになるのじゃないですか。だから、普通の裁判所の書記官はこんなにやめていないでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私ども、普通に家庭裁判所の調査官の自然減の率というか、数というものは、そう高くない、年間十ないし十五名というふうな言われておるわけでございます。自然減の数としてはそう高いものとは考へていないわけでございます。この表でまいりまして、二十八年以降で十二、三年の間に先ほど御指摘の二百二十三人でございますが、その限りでは一年に十数人でございませんで、ただ、二十八

年以降におはりの方が比較的若い方でございますから、その中で一年に十二、三人というのはちよつと多いような感じも確かに御指摘のとおりでございますが、一般的には一年の自然減といふものを十五人ぐらいというふうな考へておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そういうふうな自然減があつたのを補充しているわけですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これはそのとおりでございます。つまり、毎年調査官補に五十名前後採用いたしまして、そしてそれが逐次あるいは研修所に入る、またあるいは試験を受けて調査官になつてまいる、これが給源になるわけでございます。どちらかと申しますと、私もとしては、自然減の数が少のうございまして、つまり年間十数人でございませんで、その点だけから申しますと、さらに増員という要素を無視して考えますと、養成する人員も年間十数名でないといわばつかえてくるということになるわけでございます。その辺のところ、先般来御質問のこととも関連いたしまして、私も私としてまあ方策を検討しており、また、苦慮しておる問題の一つでもあるわけでございます。

○稲葉誠一君 調査官補が七等級が現在四十一人ぐらいですか。それが六等級に上がるのには何年ぐらにかかるといふか。普通の公務員と一緒にいるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 調査官補の級別定数は、御指摘のとおり、七等級は四十一名ということになっており、大体一年ぐらいで六等級になるということになっております。

○稲葉誠一君 そうすると、六等級が百七十一人ですか。これは何年ぐらにかかるといふか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まあ一番普通のコースで参りますと、六等級は三年ぐらいというふうにいわれております。

○稲葉誠一君 私のお聞きしたいのは、ここに「研修所入所年度別人員」がございませんで、定員が五十人といひますか、係に聞いたら五十人入つ

ているという話だったけれども、まだだんだん聞いてみると、三十五人ぐらいですね。そうすると、調査官補がいま二百十一名ですか。これによっても、これらの人が研修所に入ってそこを出なければ調査官にならないとなると、二百十一人が三十五人として六年ぐらい六等級にしなければならぬ計算になってくるわけですね、計算は。それは必ずしもそうでなくて、別な形で調査官にいまの昇任試験等の方法でやっているんだということになれば、そうかもわかりませんけれども、そうなるべくと、何かこう問題が複雑になってきて、同時に、あまり合理的ではないというふうには考えられるのですがね。そこに問題点があるのではないかと思うんですが、そこはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの点はまことに御指摘のとおりでございます、まあ私もその点は絶えずいろいろ面から検討し、どういうふうに制度なり運用なりを組み立てていったらいいかということに関係局寄り寄り協議してまいっておるわけでありまして。二百十一人を全部調査官研修所へ吸収して調査官に任用するということになれば約六年間かかるということも、御指摘のとおりでございますが、これは、先ほども申し上げましたとおり、必ずしも御本人も調査官研修所に入所を希望されない、また、希望がないことに一つの合理的な理由があるというふうなことで、他のコースで調査官に任用してまいるといふ道も開いておられますのは、一つにはそういうところも関連するわけでございます。同時に、先ほどちょっと申し上げました調査官の自然減というものの数がそれほど大きくないわけでございます。したがって、これをどんどん調査官研修所で養成いたしますと、調査官研修所を卒業いたしましたも必ずしも調査官に任用できないという面も出てまいらないわけでもないわけでございます。そしてまた、同時に、私もとして、絶えず定員増ということ而努力をしてその面の解決をはかっておるわけでございますが、しか

しながら、これにつきましても、やはり政府全体の定員抑制措置等との関連もございまして、毎年大幅な定員増が必ずしも期待できるというわけでもございませんで、その辺の関連を相互にらみ合わせながらいままでのところはやってまいっておるわけでございます。

しかしながら、稲葉委員の御指摘のような関連がいろいろありますことは、私もとしても実は意識し、そうしてそれについてどういう方法でこの点をさらに一そう合理的なものにしてまいるかということについては絶えず検討を続けておるわけでございますが、現在のところでは、こういうふうには調査官研修所に入れ、かつ、それとあわせて、数年おきに、昇任試験と申しますか、特別研修と申しますか、そういうような方法をおおせるといふことで、大体まかなえておるようには思うわけでございますが、個々の調査官の中には御不満のあるところもある程度承知いたしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 昇任試験というのは、そうすると、毎年やらないわけですか。どういう基準でやるわけですか。私のお聞きしたいのは、研修所を出た人と出ないで調査官になる人との間で気分的な対立というのか、研修所を出たほうが優位だということもありませんか、そういうふうな感じを持つとか、対立関係なんかできてきてもおかしい問題ではないか。そういう対立関係があるというふうなことはないのですけれども、どうもそういうふうなところになってきては変じゃないか、こういうふうに思うのですがね。

それから研修所が五十名の定員なのに三十五名しか入れないというのは、何か特段の理由があるのかどうか。それは、一つには、現地の家裁の調査官補を引き抜かれて研修所へ入れられると事務的に非常に困るからというのでチェックするということも考えられるんですけれども、そここのところはどうかしらんになっていきますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、正面から申し上げますと、研修所の入所の試験と

申しますか、その結果、採用に値すると申しますか、研修所に入れるのがふさわしい人がこれだけしか得られなかった、かようなことになるわけでもございませんで、しかしながら、それが一人ふえましてもその成績上非常に困るかというような問題になってまいりますれば、なかなかそれはむしろいいデリケートな問題でございまして、そう言いつけるわけにはどういたさないわけでございますが、一応調査官研修所のレベルを考へまして、そうして同じレベルの者を教育していくというふうなところから試験選考いたしました結果、かような数でいまのところは入っておるわけでございます。しかし、同時に、先ほど来たたびたび申し上げておりますように、優秀でも希望されない方も中にはあるわけでございます。そういうような関連から、いまのところかような数字になっておるといふのが実情でございます。

○稲葉誠一君 入って官補になって、何年たったら調査官研修所に入る資格が出るのですか。これは、いままでとこのごろと変わっているんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どもの基本としては三年に考えているわけでございます。つまり、調査官補になりましてから三年で研修所へ入所させるというたてまえでございます。ただ、しかしながら、実際にはそれより短い方でも成績その他によつてお入りになっている方があるわけでございます。そういう点で、三年というものが絶対的な入所資格の基準ということにはなつておらないわけでございます。

○稲葉誠一君 調査官研修所に入る人が、官補になつてから何年たつて入つたのか、最低の人はどの程度なのか、それから最高の人は何年たつて研修所に入つたのか、それから研修所の合格人数と入所人員とが違つてゐる場合があると思ひますが、それも明らかにしてもらいたいと思ひます。何かその点がいまいで、何といひますか、三年たつて入る人もいり、一年九カ月で入る人もいり、そこら辺のところで調査官になるのに差が

ずいぶんついているのじゃないかという印象もあるんですがね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、先ほど申し上げましたとおり、一応基本的な基準としては三年でございますが、成績等によつてお話の一年九カ月で入る方もあるわけでございます。それより短い方はないと存じますが、その程度までの方はあるようでございます。まあそれはいろいろ問題もあるうかと思ひますが、結局その本人の能力なりいろいろな関係からそういうふうな差がついてまいっているというふうには了解しているわけでございます。

○稲葉誠一君 能力の差はもちろん各人にあるでしょうけれども、何年たつたら研修所を受験できる資格があるというのでははつきりしてゐるんですか。それははつきりしてゐないのですか。どうもそこがよくわからないんですがね。だから、調査官補の中では、一年九カ月たつたら入れるんだ、一年間研修所へ入つてやつてそれから調査官になれるんだというふうに考えている人もいるんですね。それから見ると、二百十一名官補がいまして、三十五名しか採らないものだから、五年も六年もたつてそれが全滞済まないで官になれないんだというふうな――これは間違つた感じかもしれないけれども、そういう印象を持つておる人がいるわけですよ。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、先般来稲葉委員からたびたびその点の御指摘がございましたので、私も、これは所管は人事局でございますが、人事局のほうに十分連絡しまして、一体そういうことを何らかの形で言った場合があるのかということを確認したわけでございますが、それによりまして、外部に発表いたします文書としては、お手元に資料としてお届けいたしました「昭和四十年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用試験受験案内」、こういうパンフレット、及び、これと同内容のことを官報に掲載し、あるいは新聞紙に出し、あるいはラジオで放送する、あるいはビラで頒布するというところでござい

まして、これ以外の内容のことを、最高裁の關係の者、あるいは裁判所の所管の者が、外部に対して、あるいは受驗生諸君に対して、書面でも口頭でもそういうことを意思表示をしたこととはないと、そういうことでございました。この「受驗案内」そのものにも、先般来申し上げておりますとおり、全然その記載はございません。

ただ御指摘の一年九カ月云々という問題でございしますが、これは、先ほど来申し上げておりますとおり、三年というものを基本的な基準と考えるておりますが、それが実際問題として最低どこまでの者がおられるかという点で、つまりミニマムと申しますか、最低限を一年六カ月というふうに抑えておるようでございます。そこで、一年六カ月と抑えておりますが、それはある時点における年数でございますので、結局、実際にそれが研修

所に入ります時点までとって考えますと、そこに若干のズレがございまして、調査官補に採用になりましてから実際に研修所の門をくぐりますまでの最低の期間をはかってみますと、つまり一番短い者では一年九カ月という者があるということ

で、これは、抽象的な基準から言うと、ある時点における年数として一年六カ月というところから算定になりまして、それで入ってまいりましたと、きくに一年九カ月たつておる、こういうことで、きりぎりそういう若い——若いといひますか、そういう短い期間で人所する人が現実におりますので、そういう先輩の例を聞いて、なるほど一年九カ月ではいり得るんだというふうに受験生諸君のほうで理解される場合があるいはあるかもしれない、こういうことでございました。

結局、要約して申し上げますと、こちらからそういうことを言つたことはございませんけれども、しかし、実際そういう最低限の実例があるために、それが一般に伝えられておるといふことのようにございます。

○稲葉誠一君 調査官補の代行でやってゐる人は、あれですか、最高何年以上の人がいまいるわけですか。十年以上の人もいるとかいふ話もある

のだけれども、そんなことがありますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま手元
に正確な数字は持つておりませんが、十年以上と
いう方は、まあかりにおられるとしてもきわめて
例外ではないかと思いますが、数年の方はおられ
るように聞いております。かなり古い方もおられ
るようでございます。しかし、十年以上という
方々は全然おられないという断言をする自信はご
ざいませんが、きわめて少数であらうと思いま
す。

○稲葉誠一君　これはあとでいいですけれども、何年以上代行をやっておる人がいるというある程度の統計を出してください。これはあまりこまかいのは要らないですよ、たいへんですから。五年以上の人も相当いるのじゃないですか。その点だけでも明らかになりませんか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 五年程度の方は若干あるようでございます。

○稱葉誠一君 何人くらにいるのか。それからどういう理由でそういうふうに行を長くやつておるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 人数の点
は、あとで調べましてある程度正確な数字を申し
上げられると思いますが、その理由は、結局、調
査官研修所に入ることを希望されない、受験され
ない。それからまた、昇任試験を必ずしもお受
けにならない、あるいはお受けになつても昇任試
験のほうは合格されないという場合もあらうと思
いますので、そういういろいろな場合の成績等の
関係と、御本人の御希望、これは先ほど来ちよつ
と申し上げましたやはり住居を離れて研修等を受
けなきゃならないというところの隘路の問題があ
るわけで、その点自体も一つの問題だとは思いま
すが、そういうような点もあるわけでございま
す。

○稲葉誠一君　だから、どういう理由で五年以上の代行があるかという理由は、これは個人的な理由がありますから、これはお聞きするのはかえつて失礼ですから、お聞きしませんけれども、それ

は要らないですけども、ただ、五年以上の代行が何人くらいいるか、六年が何人いるか、これはあとで出るのじゃないかと、こう思うんですね。

それから、研修所に入るの是一年間ですが、この間に宿舎なんかの設備はどうなっているのですか。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） 研修所
所は一年でございまして、寮の設備があるわけ
でございます。

○稲葉誠一君 それは全裸はいれるんですか。ただ、まあ家庭を持っている場合、ことに女の人が多いですから、なかなかそこにはいれないという事情になってくるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 東京及び東京近郊の在住者を除きまして、金買収容いたししております。

○種葉試一看　もうさつき蒔きました作楽亭の
ある程度の資料、これはこの次でいいですがいた
だきたいのと、それから人員が足りないというこ
とが原因かも知れませんが、試験観察が

全体の保護処分の中で非常に減ってきていると、
 こういふんですがね。これは全国的なものがな
 かなかわかなければ、ある特定の裁判所の例を
 挙げていこうというんですが、そのうち二つが言

とてよいとは思ひますが、それによつてなされる。しかも、それが足りないために十分でなくては試験徴収が減つてきているんだと、こういうことを言う人があるんですがね。

○最高裁判所長官代理人(細江秀雄君)　ただいまお尋ねの試験觀察が減ってきているのじやないかということでございますが、実は試験觀察は年々少くなつておるといふのが現状でございます。

す。 ○稲葉誠一君 それは、何と比べて言われるわけですか。何と比べて減つてきているというあれが

あるのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理人（細江秀雄君） これは、
全体の事件の割合と比較いたしましたして、年々試験

す。その割合のみならず、絶対数におきまして試験觀察の数は年々増加しております。たとえば昭和三十一年度は、三万四千名余りが試験觀察になつておるとたゞいま記憶しております。

○稚業誠一君 それは一般事件の全体の事件の中で試験観察がどの程度かという決定の率でないとかからないわけですね。たとえば仙台の家庭裁判部で、さういふ事件の割合がどの程度かという

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 正確な数

を申し上げますと、昭和三十五年版におきまして、試験觀察の決定は、一万三千七百八十一件、受理件数に対する比率は一・八%でございます。三十六年は、総数が少し減りまして一万二千十六

人、パーセンテージは一・四%、三十七年は、一万五千二百八十六人、パーセンテージは一・六%、三十八年は、二万三千六百一人、パーセンテージ二・四%、三十九年は、三万四千十五人、パーセ

ンテージは三・三%と、こういうふうな年々試験警察の数は増加しておるといふのが現状でございますが、あるいは裁判所によつてはたゞいま御指

摘のようにある特定の裁判所には少なくなっているところはあるかも知存じますが、全国的に見ますと、ただいま申し上げましたように、年々試験職員の数はふえてきているというのが実情でございます。

多の勢に、つて、一ひき、い、の、か、き、性、
ます。

○稲葉誠一君 私も、試験観察がふえてきている
というふうにいろんな体験から思っているんです

けれどもね。特定の裁判所がもわたりませんけれども、非常に調査官の人数が足りないのもんですから、試験觀察にすると非常に負担が多くなるわけですね。そういう関係で、試験觀察に付してやる

べきものをしないで終局終分にしてしまうと、こういうものが非常にあって減ってきているということを言っている人があるんですね。統計なん

かも出ているんですよ。この統計は、前が非常に高い統計が出ているわけですがね。三十四年が五・四、三十五年が三・七、三十六年が四・六、

が三・二、こういうふうな統計が出ていますけれども、これは特殊な例かも知れませんから、これはまあ別にいたします。

家庭裁判所でも、もうさつき聞きまししたあれでは、試験観察なり、そうでない一般の調査の場合に、費用が非常に高いので、市外電話もかけられないというんですね。市外電話をかけるのに、次席を通じて会計に行つて許可をもらうわけですね。それで、そんな金はないから市外電話をかけないかぬといつてやれないんだといつて、非常に不満というか、不満というのは変な意味の不満でなくて、良心的な仕事をやろうと思ふのにできないんだという不満があるわけですよ。これはこの裁判所が言いませんけども、チェックされるんで調査ができないと、そういうようなことを言っているものもあるんですがね。

それから、自動車ほとんど使えないというんですね。自動車が家裁に配置になつていても、地裁なり簡裁がほとんど使つちやつて、ほとんど家裁で使つていないというんですがね。そういうふうな例も相当あるわけです。自動車というのは、地裁と家裁で、あれですか、一台ぐらいしかないの、家裁専用のものというのはいらないんですか。

○最高裁判所長官代理人(細江秀雄君) ただいまのお尋ねは、庁費に関する問題と、それから自動車の問題でございますが、庁費の問題につきましては、調査官が電話をかけられないほど窮乏だといふふうには私も聞いておらないのでござい

ます。それから自動車の点につきましては、家裁と地裁とはやはり専用の自動車がございます、家裁の自動車も地裁に吸い上げられておるといふことはございせん。しかし、何ぶんにも調査官の数が多く、また、裁判官の数もございまして、そこへもつてきて自動車一台あるいは二台ということになりますと、自由に調査官が調査に自動車を

使えるかということになりますと、これはかなり疑問であり、また、問題があろうかと存するわけ

であります。また、私もいたしたしましても、家裁の調査官の専用自動車ということの必要性は痛感いたしております、予算要求の際にも十分それを考慮したわけでございしますが、なかなか現在の段階では思ふようにまいつておらないというのが実情でございます。

○稲葉誠一君 これはどの人がどうだということをお尋ねと迷惑がかりますから、その人に対しては絶対にあなたのほうで迷惑かけたりなんかしないことにしたいと、こう思ふんですが、転勤のときに、転勤旅費がないから、一たんそこでやめたかっこうにしてあるところをやめて、それで今度はこちへ来たからそこで採用の形をとると、こういうんですがね。そういうようなことが具体的にあるんですよ。こんなことをやっているんですよ。ぼくはそんなことはあり得ないと思うんだけど、現実にあるというんですがね。

○最高裁判所長官代理人(細江秀雄君) ただいまの転任旅費の問題でございますが、これは私の所管でございまして、正確に申し上げることはできないわけでございますが、私が聞いておる限りでは、そういう、一たんやめてまた新地で採用されたという事実は、聞いておらないのでござい

ます。○稲葉誠一君 私もそういうことはあり得べからざることだと思ふんですが、現実には転勤旅費がないといふことと、それを希望したからかもしれないんですがね。それはだれだといふことは言いませんよ。そういうこととあれになりますから、それはぼくの口から言えないし、あなたの方のほうでも考えていただきたいんですがね。それは無理に本人が転勤を希望したのかもしれないが、一たんやめたかっこうにして、こちへ来てからその日に採用になった形にして、その間の日にちはずれないようにする、転任旅費がないから、そんなばかなことはない、おかしいと思つたんですが、そういうことが現実にあるらしいんですね。最高裁でそれを行っているらしいんですね、現に、お

そらく、一たんやめたかっこうにするのか、あるいはその次の日採用すると正式な辞令を出すのか、そのところは内部操作でよくわかりませんが、いずれにしても赴任旅費がないからだというんです。

○最高裁判所長官代理人(細江秀雄君) ただいま仰せのような例は、私も聞いておらないわけではございませんし、また、お尋ねと私信じておるわけではございません。ただ、女性の調査官の場合に、結婚するためにやめたいといつてやめて、そして結婚した先でまたもう一度採用してほしいといふことで採用になった者があつたかもしれない。しかし、旅費がないために、一たん退職させて、転任地でまた採用するというようなことは、聞いておりませんし、また、ないとも信じており

ます。○稲葉誠一君 これは私も信じていますから、ここだけの話にしておいてください。それ以上に安んずることになりますから、ここだけにしておいてください。

いろいろほかに聞きたいこともありますが、けれども、予算委員会へ行かなければならぬのですから、この程度にさせていただきます。もしほくのほうで資料ではいふものがあれば、ぼくのほうで政府委員室を通じて要求して、この次に間に合わせるようにいたしますから。

○松野孝一君 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、これについて質問したいと思ひます。

訴訟費用等臨時措置法の一部改正の第一条、宿泊料を、「千五百円」を「二千円」に、「千二百円」を「千六百円」に改める」と、こういうふうにあります。これは一般公務員のほうはこう改める法案は出ていますね。

○説明員(山根治君) 国家公務員等の旅費に関する法律案が本国会に提出されております。

○松野孝一君 だから、そのとおりに向かうになつていくわけですね。

○説明員(山根治君) そのとおりでございます。○松野孝一君 この証人などの宿泊料は一般公務員のはうは幾つかに分かれていますが、何等級、何等級とか。これは何等級の一般公務員に準じているのですか。

○説明員(山根治君) 国家公務員等の旅費に関する法律によりますと、区分いたしました。内閣総理大臣等、それから二番目に「指定職の職務又は一等級の職務にある者」、第三番目に「二等級の職務にある者」、四番目に「三等級以下五等級以上の職務にある者」、最後に「六等級以下の職務にある者」、こういうふうな五段階に分かれております。なお、「内閣総理大臣等」の中には、「内閣総理大臣及び最高裁判所長官」それから「その他の者」というふうな二段階に分かれておりますので、それを合わせますと六段階に分かれております。証人等の宿泊料につきましましては、その国家公務員の「六等級以下の職務」と相当しているわけでございます。

○松野孝一君 いまお話しのように、証人等の宿泊料は一般公務員の六等級以下のものに準じて改正されることになつてゐるのだが、このように定められた理由はどこにあるのですか。というのは、一方また、これは改正になつてゐるわけじゃありませんけれども、日当は宿泊料よりも一般公務員に比較して比較的高く定められてゐるようになっているんですが、それとの関係を説明願ひたいと思ひます。

○説明員(山根治君) 証人等の宿泊料につきましては、従来からの沿革がございまして、戦後、国家公務員の宿泊料が一律に甲地方につきましては八百円、乙地方につきましては六百四十円、こういうふうな定められておりました。証人等はこれを下回つておりました。特別区の存する地につきましては六百円、その他の地につきましては四百八十円というふうな定めおつたわけでございます。その後、国家公務員の宿泊料につきまして、先ほど申し上げましたような職務の等級に応じて、区分が設けられましたときに、証人の宿

泊料は最低の区分の定額に応じて同額に定められておったわけでございます。その後、昭和三十一年に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正によりまして、「七等級以下の職務にある者」という区分が「六等級以下の職務にある者」という区分に改められました結果、すなわち、その定額が、特別区の甲地方につきましては千五百円、乙地方につきましては千二百円と定められたことに従ひまして、証人等につきましては、この最高額も、特別区の存する地域等につきましては千五百円、その他の地域につきましては千二百円というふうに定められたわけでございます。こういう従来からの沿革からいまして、国家公務員の最下級の等級と対応関係になっております。これは必ずしもその宿泊料が相当であるかどうかという問題は問題でございますけれども、従来の沿革からいまして、そういう国家公務員の最下級の等級に相当するもので認められておったわけでございます。

一方、いまお尋ねがございました証人の日当に關しましては、現在千円でございまして、これは、お尋ねのとおり、内閣総理大臣等の日当が現在七百円でございまして、その七百円をこえる千円という非常に高額の日当を証人の日当として定められておるわけでございます。そうして、今度の国家公務員等の旅費に関する法律の改正案によりまして、内閣総理大臣等の日当につきましては七百円から千円に改正されるように法律案として提案されておるわけでございますが、証人の日当につきましては、御指摘のとおり、非常に高いランクに位置されておるわけでございます。これも沿革的な事情もありますが、当初は証人の日当は非常に低いランクに位置しておったわけでございまして、証人の日当が、公務員の日当と比べまして、公務員の日当と申しますのは、いわば諸難費の実費弁償という性格を有するに對しまして、証人の日当が諸難費の実費弁償という趣旨も入っておりまして、公務員のように単なる実費弁償という性質

ばかりではないという点から、公務員の日当と必ずしも並行しなければならないということはないというふうに考えられておるわけでございまして、昭和三十六年には、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されなかつた時代におきまして、証人の日当を三百円といたしました。さらに、昭和三十七年にも、公務員等の旅費に関する法律とは全く関係なく、証人の日当につきましてはこれを千円といたしたわけでございまして、そういう次第でございまして、証人の日当につきましては、公務員の日当とは全く別個の角度から相当高い日当額を現在規定しておるわけでございます。

○松野孝一君 その次は、第二条の問題ですが、これがちよつとよくわかりませんが、「参考資料」の三「執行吏恩給受給者数調」というのがありまして、これをちよつと説明してくれませんか。このうちの注(1)、注(2)、注(3)というのは、どういうことを言っているか、ちよつとその関係を説明してもらいたい。

○説明員(山根治君) 執行吏の恩給額につきまして、昨年の訴訟費用等臨時措置法の改正によりまして、昨年の約二割方執行吏の恩給額が増額されたわけでございまして、その増額された分につきましては、増額のすべてが支給されることになりました。六十五歳以上七十歳未満の者につきましては、昭和四十一年本年の十二月までその半額を支給するということになったわけでございまして、つまり、昨年改正がされた当時、昭和四十年の九月三十日当時七十歳に満たない者につきましては、増額分の半額しか支給されないということになっておったわけでございまして、それを、今回、三カ月ばかり停止期間を短縮いたしましたので、本年の九月までに半額支給の期間を短縮いたしましたわけでございまして、

で、退職によりまして給与事由が生じたわけでございます。すなわち、退職いたしました日が三十六年九月三十日以前であるということでございます。そして、その当時の「恩給年額算出の基礎となる俸給年額とみなすべき額」は、十五万三千六百円でございます。そして、その受給者が五十三人おったわけでございまして、以下、昭和三十六年十月から昭和三十七年九月三十日まで退職いたしました給与事由が生じた者についての額、これを仮定俸給年額と申しておりますが、その仮定俸給年額は十五万六千円ということになっております。

そこで、御指摘になりました注(1)でございますが、先ほど申しました昭和四十年九月三十日現在で七十歳未満の者は三人でございます。三人あると申しますことは、昨年増額になった分についてその増額分の二分の一しか恩給額を支給できない者が三人おりますということでございます。そのうち一人は昭和四十年中に七十歳に達しておりましたので、七十歳に達した日の属する翌月分からは、恩給の増額分の二分の一ではなくて、全額支給されることになっておりますので、この者につきましては、昨年中にすでに昨年度の改定分の増額分の全額を支給されるということでございます。

「残り二人は昭和四一年一月三日までには七十歳に達しない」というふうに書いてございまして、すなわち、四十年十一月三十日までには七十歳に達しないために、昨年度の増額分の半額支給が本年の九月分まで短縮されることになりましたに伴いまして、この九月分になりますとこの二人は増額全額の支給がされるということになりますというところでございまして、

在で六十五歳以上に達する者でございますから、恩給法の改正による影響を受けないわけでござい

ます。

(3)は「すべて昭和四一年九月三〇日現在で六十五歳以上」というのは、(2)と同趣旨でございまして、れども、つまり、注(1)の三十六人、注(2)の一人すべてを含めまして四十年九月三十日現在で六十五歳以上になりますので、六十五歳を基準としまして、改正されました今回の恩給法の改正についての影響は受けないものである、こういう趣旨でございまして、

○松野孝一君 これはややこしいな。注(1)の二人の分は、「残り二人は昭和四一年一月三日までには七十歳に達しない」と書いていたのは、十二月に入ると七十歳に達するということ意味じゃないのですか。私の言うのは、この二人は、今度の改正によって短縮される部分に入りますか入らないのですか。

○説明員(山根治君) この二人は、短縮される分に入るわけでございまして、

○松野孝一君 それから注(2)、注(3)は、わかつたようなわからないようなんですが、この前にいろいろ参照条文が載っておるようですが、そのどこに該当するものですか、ちよつと説明してくれませんか。第何項、第何項と書いてあるのがありますか。

○説明員(山根治君) この資料の二〇ページでございまして、二〇ページの二十三項——これは訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の附則二十三項でございまして、附則二十三項によりまして、「前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和四十年九月三十日において七十歳に満ちていない者については、昭和四十一年十二月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。」というところになっておりますが、これが、先ほど申し上げました本年の十二月分まで七十歳をこえない場合には改定年額の半額の支給を停止しておるわけでございまして、その二十三項がそういう趣旨でございまして、

二十四項は、これは特段関係はございません。
○松野孝一君 注(2)と注(3)のことを条文について……

○説明員(山根治君) 注(2)につきましては、したがって、これは本来の恩給法によっておるものから、この条文の中にはなっておりません。この恩給法の改正の附則の第三條に、「年齢の区分」といたしまして、「六十歳未満」の場合と、「六十歳以上六十歳未満」の場合とを年齢を区分いたしまして、それぞれ増額分の停止をいたしておるわけですが、執行吏ににつきましては六十歳未満の者はおりませんので、今回執行吏の恩給については関係がないという意味で、恩給法の資料はつけてございませぬ。そういう趣旨でございます。

○松野孝一君 それから、こまかいものですけれども、この資料を見ますと、執行吏規則第二十一條というのがあります。ここに書いてあります「執行吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受ク其恩給年額ハ第十九条ニ定メタル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス」と書いておるのですが、十九條にありますが「国庫ヨリ其不足額ヲ支給ス」というのは、基準ですが、その国庫補助基準額というものは、「恩給年額算出の基礎となる俸給年額とみなすべき額」となるわけですか、ちよつとそれをお尋ねしたい。

○政府委員(塩野宣慶君) 国庫補助基準額と恩給の基礎となる俸給年額の関係についての御質問のように存じますが、御指摘のとおり、執行吏規則におきまして、国庫補助基準額とそれから恩給の基礎となる俸給年額との関係が規定されておるわけですが、その後訴訟費用等臨時措置法が制定されました。その第五條、第六條にあらためて同趣旨の規定が設けられておりますので、現在におきましては、この訴訟費用等臨時措置法第五條と第六條でその関係を定めた、こういうことになっておるわけでございます。

第五條によりますと、「執行吏一年間二收入シ

タル手数料が政令ノ定ムル額ニ滿タザルトキハ国庫ヨリ其ノ不足額ヲ支給ス」ということで、その国庫補助基準額は政令で定めると、こういうことになっておるわけでございます。続きまして、第六條で「執行吏ノ受クベキ恩給年額ハ前条ノ政令ノ定ムル額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス」ということで、恩給の基礎となる俸給年額は国庫補助基準額がそのまま使われると、こういうことになっておるわけでございます。したがって、執行吏規則のほうでは現実には金額が掲げられておたつたわけですが、物価等の関係等を考慮いたしまして、訴訟費用等臨時措置法ではその金額を政令で定めると、こういたしたわけでございます。現在では、この五條、六條で執行吏の国庫補助基準額並びに恩給の基礎となる俸給年額が定められる、こういうことになっておるわけでございます。

○松野孝一君 いや、いまのお話はわかりませんが、このことをちよつと見ますと、第三の「執行吏恩給受給者数調」の中に、第一番目に書いてあるのは、十五万三千六百円というのがあります。その金額がこつちのほうについていないものだから、私ちよつとそれを疑問に思つてお尋ねをしたわけですが。

○説明員(塩野宣慶君) これは、御承知のとおり、恩給は、一般の恩給でございますと、退職するときの最後の俸給が基礎になって恩給が計算される、こういうことになっておるわけでございます。それと同じように、執行吏につきましても、退職時の国庫補助基準額というものが基礎になりまして恩給が計算される、こういうことになるわけでございます。いま、その国庫補助基準額が、この資料にございまして、物価の変動に應じて逐年上がつておるわけでございます。したがって、古く退職した者につきましては、その退職当時の国庫補助基準額が基礎になりますので、恩給の額が非常に低いということになっておるわけでございます。そこで、ある時期に古く退職した者についての恩給の額をベース・アップしてやろう

ということ、なるべく最近のものに近づけていくという措置がとられるわけでございます。前回その措置をとりました結果、この二五ページの「執行吏恩給受給者数調」の最初の欄に三十六年九月三十日以前ということ十五万三千六百円という金額が書いてございしますが、これは古く退職した者につきまして、その俸給年額をこれまで引き上げるという措置を前回とりましたので、これに該当するのは古い退職者でございます。その後の者は、その次の欄に昭和三十六年十月から三十七年九月三十日、それから三十七年十月から三十八年九月三十日というふうに、それぞれの期間に退職した者につきましては、それぞれの時期の国庫補助基準額が上がつておりますので、これが基礎になって恩給が計算される、こういうことになっておるわけでございます。

○松野孝一君 昭和四十一年度の予算において、執行吏のいわゆる基準額、それは増額されているはずですね。その増額されているのは政令でこれまた定めるわけですね。その関係をちよつと……

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 便宜私どものほうからまず述べさせていただきますと、存じますが、松野委員御指摘のとおり、現在参議院に御審議いただいております明年度予算案におきまして、執行吏の国庫補助基準額は、現在の二十四万二千円から六十二万二千円というように上げていただくという予算的措置を講じていただいております。この予算が通りますれば、予算上はさきようなことになるわけでございます。ただ、現在の執行吏すべてにつきましてこの補助基準額を適用するかどうかという点には問題がございまして、その細部の点は現在まだ大蔵省といふ打ち合わせしておるわけでございます。一応基準といたしまして六十二万二千円に当たる予算的措置は講じていただいたわけでございます。そこで、予算が通りますれば、いづれこの国庫補助基準額に関する政令も改めていただくというふうに法務省のほうにお願いする段

取りになると考えておるわけでございます。ただ、そうなりますと、先ほど塩野部長から御説明ございましたとおり、それに伴ひまして機械的に恩給額も増額になるということに現行法の上ではなるわけでございます。しかしながら、これまで、いま申し上げましたとおり、従来の執行吏について直ちに六十二万二千円の国庫補助基準額が相当であるかどうかという点に問題がございまして、そのように増額することが相当であるかどうかということもやはり問題はあるわけでございます。私どもとしては、できる限り高い恩給額にきましますことを希望いたしましていろいろ大蔵省とも折衝いたしておるわけでございますが、現在のところまだ最終的な結論に到達いたしておらないわけでございます。

いづれこれらの点につきましては、この国会に提案を予定していただいております執行官法あるいは執行官費用法その他関連の法律案におきまして具体的にきめていただきまして、大蔵省とも十分打ち合わせをいたしまして、また、法務省にも十分お願いをいたしまして、妥当な線で見えつつあったらいいかと、かように考えておるわけでございます。

○松野孝一君 この前、今国会に提出予定の法案について説明がございましたが、いま、執行官法一連の法律案は、どういうぐあいに進行しておりますか。

○説明員(塩野宣慶君) 執行官法の進行状況についてのお尋ねでございますが、基本的な構想につきましては、先般法務省の法制審議会で答申がออกมาして、基本的な構想というものは大体きまつておるわけでございます。したがって、その基本的な考え方に基づきまして現在法案を作成し、内閣の法制局と協議をして法案固めに急いでいるという段階でございます。

○松野孝一君 それから裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案についてちよつとお聞きしたいのですが、この配付を受けている

「法律案参考資料」によつて、四ページから七ページですね、これを簡単に説明してもらいたいと思ふのですが、11、11という増減がありますね、これはどういふ関係のものですか、それもあわせて簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 法務省のほうから出した資料でございしますが、資料のものと案を私どものほうで作成いたしました関係で、便宜私どものほうから説明させていただきますが、まず、四ページないし五ページの表でございします。これにございします増減、6あるは27、これはまさに現在御審議いただいておりますこの法案で増員していただくその数でございします。裁判所調査官、すなわち地方裁判所の調査官を六人増員していただく、あるいは書記官を二十七人増員していただく、こういうことでございします。

それから一番御疑問の点が11、11の点であらうかと思ひますが、これはきわめて技術的なことでございまして、事務官から技官に組みかえるというところでございします。これは、今度官制関係の技官を高裁のほうに充てたいとしまして、事務官職より技官職ということとを正面から認めて配置したい、そういうことで、ただ要するに官職区分を組みかえてもらった、その数字がちょうど十一人ということ、差し引きゼロでございしますが、それだけのことでございします。

それから六ページから七ページの表でございしますが、これは現在の定員と現在員、それから欠員を示したものでございまして、この「欠員」のところいろいろ書いてございしますが現在の欠員でございします。そして三角印のついておりまゝのは過員でございします。上から七、八番目のところは事務官八十六名過員ということにございしますが、これは事務官のほうに百六十七名欠員がございまして、そういうものと見合つて過員になる、かような関係になるわけでございします。

○松野孝一君 去年でしたか、一般公務員のほうは、何月何日かの現員で、これはそれ以上動かし

てはならぬ、動かすときは新たに定員をふやしたことになるというふうなお話がありました。裁判所のほうはその影響を受けないわけですね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) その点は、いま松野委員御指摘のとおり、内閣のほうでは、昭和三十一年九月四日現在の欠員は補充しないといういわゆる不補充の原則をお立てになりまして、最高裁判所に對してもそれについての協力方を求められてまいつたわけでございします。それに対して、私どものほうとしては、いわゆる裁判部門につきましては、これはきわめて特殊の事情でございします。裁判部門で欠員ができたからといってそれを補充しないということでは、これは裁判がますます遅延するばかりでございします。これは裁判がますます遅延するばかりでございします。裁判部門につきましては、これはきわめて特殊の事情でございします。裁判部門で欠員ができたからといってそれを補充しないということでは、これは裁判がますます遅延するばかりでございします。裁判部門につきましては、これはきわめて特殊の事情でございします。裁判部門で欠員ができたからといってそれを補充しないということでは、これは裁判がますます遅延するばかりでございします。

○松野孝一君 今度は判事は二十七名増員になつておるわけで、それは判事補から採るわけですが、判事補はそれだけまた司法試験に通つた者、判事補になる者から採っていくというわけでしょうけれども、現在のところ、司法試験を受けて司法修習生になつておる者で裁判官になりたいと思ふ者はどのくらいおるのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 現在まだ最終的に採用試験等が終わっておりませんが、ただいまのところ、見通しとしては七十数名は志望者がある、かように考えておるわけでございします。

○松野孝一君 それからもう一つお伺いします。今度地方裁判所に調査官を置くようになつたようでありますが、それは工業所有権あるいは租税に関するものに限るといふふうになっておりますが、これの今後の計画ですね、充員計画、そ

れをちょっと御説明いただきたい。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 裁判所調査官は、御承知のとおり、従来から最高裁判所と高等裁判所に置いていただいております。これは、そのうち、最高裁判所の調査官は、これはいわゆる有資格者でございまして、つまり一般的法律事務につかまされて補助をしておるわけでございします。高等裁判所の調査官は、特殊事件、すなわち工業所有権事件とかあるいは海難事件、すなわち工業所有権事件とかあるいは海難事件というふうなものの調査の補助調査をいたしておるわけでございします。そこで、今度地方裁判所に置いていただきますものは、この高等裁判所の調査官の制度に類似すると申しますか、それを模範として考えました制度でございまして、いわゆる特殊事件、すなわち工業所有権事件あるいは租税事件等について審理及び裁判の調査をする、それに関する必要な調査をする、かような趣旨でございします。

そうして、私どものほうの現在の腹案といたしましては、工業所有権関係に三人、それから租税関係に三人、合計六人を一応三人ずつに区分して充員したいと考えておるわけでございします。

工業所有権の調査官につきましては、御承知のとおり、いろいろ分野が分かれておりまして、一人の調査官ですべてをまかなうというわけにまいりませんので、化学関係、機械関係、あるいは電気関係、こういうような専攻部面があるわけでございします。そこで、そのそれぞれの部面の専門の人を一人ずつ採用いたしまして、現在工業所有権関係事件が圧倒的に多数を占めております東京地方裁判所に配置したいと考えておるわけでございします。

それから租税関係の事件につきましては、これは全国の裁判所に広がっておりますので、これは、今回は、最初のこととございします。まず、大都会であります東京と大阪に配置する、東京に二名、大阪に一名という割合で配置したいと考えておるわけでございします。

それからその充員の点でございしますが、工業所

有権関係につきましては、主として特許庁の方面から来ていただく、また、その他大学のそれぞれの特攻の方でおいでいただければ非常にありがたいと思つておりますが、主たる給源は特許庁であらうかと考えておるわけでございします。それから租税につきましては、これは税務職員の方、あるいは公認会計士、税理士等の方から来ていただけるのではないかと、かように考えておるわけでございします。

○松野孝一君 この資料「裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案参考資料」の一〇ページをちょっと説明してくれませんか。「その他」といふのが非常に減つておりますね。昭和三十一年に「刑事」の「その他」といふのがぐつと減つておりますね。それはどういふ関係のものですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これはきわめて統計の技術的なことのようにございまして、その「備考」に書いてありますとおり、三十七年、三十八年では、検察官の仮納付の裁判の請求事件というものの、交通関係の請求事件だけを除いておつたのを、三十九年の統計では交通関係事件におけるこの種の請求事件をも除いた。これがかなり大幅な数になつておるために、これが統計上非常に少なく見えてあらわれてきておる。御指摘のような奇異な感じを与えるので、その趣旨をここに「備考」で書いた、こういうことでございします。

○松野孝一君 全体としては、合計欄では減つてきておるわけですね。民事はそうじゃないね。刑事関係はそういうことですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、つまり、実質的には減つて、事件そのものとしては減つておらないわけでございします。ただ、この種の事件は非常に簡単な事件でございします。で、それについて一々事件を立てて統計をとるといふことはかえつて煩瑣であるというので、別件として立てておらないような扱いになつた、こういうことでございします。この点は、実はこれに限

りませず、一般的に私どものほうの統計の立て方の技術的な問題として、いろいろ問題がございます。一連の事件の中どこで別件に立てるか、あるいは、派生的、付随的事件を独立の別件として一件に立てるかどうかということが、それによって件数というものが非常にふえもすれば減りもするわけでございます。しかし、そういういうことをしよつちゅう変えますと、統計の信用力といひますか權威をそこなうことになるわけでございませう。しかしながら、また、同時に、その一つの事件を二つに区切りまして途中から別件として立てて、まあ水増しということばは妥当ではございませうが、そういう印象を与えるということも妥当ではない。そこで、定期的に一定の期間、これを別件に立てるような扱いにするか、包抱的な一件として扱うかというようなことについての検討を絶えずしておるわけでございまして、それがたまたまこの年度でここにあらわれてきておることとでございます。実際には、実質的には減っております。おらないわけでございます。

○委員長(和泉覺君) 両案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

昭和四十一年三月三十日印刷

昭和四十一年三月三十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局